

議案第 33 号

栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例

栗山町職員の通勤手当支給に関する条例（平成 12 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。